

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 1) 基本的な考え方

当社グループは、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人材を育成します」というミッションを掲げ、このミッションの達成に資するか否かという考え方を、経営における意思決定の判断軸と位置づけております。

そして、株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、社会等の当社グループを取り巻く全てのステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、その信頼を得ることがミッションの達成に不可欠であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであるとの認識のもと、当社グループの継続的な成長及び収益性の向上を図りつつ、透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

#### 2) 基本方針

##### (1) 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めてまいります。

##### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめ、全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。ステークホルダーとの協働を実施するため、当社グループのミッション及びビジョンを定めるほか、代表取締役社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「方針発表」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業論理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

##### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおります。また、情報の開示に当たっては、正確で分かりやすい具体的な記述で行い、ステークホルダーにとって有用性の高い記載となるよう努めております。

##### (4) 取締役会等の責務

取締役会は、代表取締役社長をはじめとする経営陣に対する実効性の高い監督を行うとともに、経営陣による適切にリスクテイクを支える環境整備を行い、企業戦略等の大きな方向性を示し、企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図ってまいります。

##### (5) 株主との対話

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たすためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社グループを成長させていくことが重要であると認識しております。このため当社では、代表取締役社長を中心としたIR体制を整備し、当社グループの経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けてまいります。さらに、株主や投資家からの意見が適宜取締役会に報告され、当社の経営にフィードバックされる体制を構築してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2②】

現時点では、招集通知の早期発送、発送日前のウェブサイトへの開示は実施しておりませんが、次期定時株主総会から、株主が株主総会の議案について十分検討できるよう、対応してまいります。

#### 【補充原則1-2③】

当社は、監査役及び会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間を確保するとともに、株主総会は株主との対話の場であるという考えのもと、次期定時株主総会から、より多くの株主の参加が可能となるよう、株主総会関連の日程を適切に設定してまいります。

#### 【補充原則1-2④】

現時点では、機関投資家や海外投資家の保有比率が高くないことから、議決権の電子行使や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、その保有比率の状況及び費用対効果を踏まえ、対応を検討してまいります。

#### 【原則3-1】(v)

取締役及び監査役の候補者を指名するに際しては、経営者としてふさわしい品格や知見、能力を兼ね備えているだけでなく、当社グループのカルチャーに共鳴する人物かどうか等を総合的に勘案したうえで、候補者として指名しております。特に社外取締役については、少数株主保護が適切に図られているか等、経営に対し厳しい目で監督及び意見を行えるかどうかも重要な要素と考えております。なお、取締役・監査役候補者の個々の指名についての説明は、次期定時株主総会招集通知において開示する予定であります。

#### 【補充原則4-1②】【原則5-2】

経営戦略については、有価証券報告書へ記載しております。中期経営計画については、現時点では公表を行っておりませんが、今後、検討してまいります。

#### 【補充原則4-1③】

現時点では、最高経営責任者等の後継者の計画を行っておりませんが、今後、検討してまいります。

#### 【原則4-8】

当社では、現状、独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場からの意見を踏まえた議論を可能にしております。なお、今後、独立社外取締役を2名体制とすることを検討してまいります。

#### 【補充原則4-8②】

当社は、現時点では独立社外取締役は1名のみであるため、筆頭独立社外取締役を決定しておりませんが、すべての社外取締役が適宜、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っております。また、必要に応じて経営陣や監査役と話し合いの機会を持つ等、十分な連携が図れていると考えております。

#### 【補充原則4-11③】

現時点では、取締役会の実効性について分析・評価は行っておりませんが、今後、検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4】

当社グループは、原則として政策保有株式としての上場株式を保有しない方針であり、現在も保有しておりません。政策保有が必要となる場合は、政策保有株式にかかる議決権の行使に関しては、取締役会で議案の内容を精査し、リターンとリスクを検証したうえで合理的に判断してまいります。

#### 【原則1-7】

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、役員や主要株主との取引（関連当事者間の取引）において利益相反が生じる場合は、必ず事前に取締役会において審議を行い、社外取締役や監査役からの意見を求めています。

#### 【原則3-1】

(i) 当社グループの経営理念(ミッション)は「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します。」常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します。」です。詳細は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

<http://www.premium-group.co.jp/philosophy/>

当社グループの経営戦略等は、有価証券届出書の3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 経営陣幹部、取締役の報酬等の決定に関する方針と手続きについては本報告書の「Ⅱ. 1. 【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 執行役員候補者については、当社グループの経営理念を十分に理解し、その役割・債務を果たすために十分な知識と経験を有することを前提とし、代表取締役社長による提案に基づき、取締役会において選任しております。また、取締役候補者については、当社グループの経営理念を十分に理解し、その役割・債務を果たすために十分な知識と経験を有すること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会が指名することとしております。監査役候補者については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、独立の立場から、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、取締役会が指名することとしております。なお、いずれも社外取締役の意見を充分踏まえて決定しております。

#### 【補充原則4-1①】

当社は、法令及び社内規程上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項等を除き、グループ経営における責任体制の明確化及び意思決定の迅速化を目指して、当社の業務執行に関する決定を、代表取締役社長をはじめとする経営陣及びグループ執行役員会議等に委任しております。意思決定や決裁権限に関する事項は職務権限規程において定めております。

#### 【原則4-9】

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。また、当社の独立社外取締役は、当社グループの事業と親和性の高い事業会社において、事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と知見を兼ね備えており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定に際し、適格な助言・意見具申を行っております。

#### 【補充原則4-11①】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営陣の業務執行を監督するという責務を遂行するための知識・経験・能力を備えた社内の取締役、及び客観的な視点に基づいて会社の方針や業務執行に意見を述べる事が期待できる社外取締役により取締役会を構成する方針です。なお、当社は定款の定めにより、取締役の員数を10名以内とすることとしており、取締役会規程の定めにより取締役会で選任しております。

#### 【補充原則4-11②】

社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・債務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けていると考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は、当社の関係会社以外の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社との兼任状況は、有価証券届出書及び本報告書において開示しております。

#### 【補充原則4-14②】

当社では、新任の常勤取締役候補を対象として株主総会で選任される前に1回、社外取締役及び社外監査役を新たに迎える際は、当社グループが属する業界、当社グループの歴史・事業概要・財務・組織・戦略等について研修を行う方針です。また、取締役及び監査役全員を対象として株主総会后に年1回、それぞれ外部機関を活用した研修を行い、取締役、監査役及び常勤取締役候補の知識や能力の向上を図っております。さらに、当社及び主要子会社の業務執行を行う取締役、執行役員及び執行役員候補となる幹部社員に対しては、トップマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキルを習得する研修を行う方針です。なお、取締役、監査役及び執行役員に対しては、自己啓発等を目的として、外部セミナーへの参加、外部団体への加入等を推奨しております。

#### 【原則5-1】

当社グループは、株主との建設的な対話には合理的な範囲で前向きに対応してゆく所存です。当社の株主との対話は、代表取締役社長が統括し、実効性あるIR活動を実施するために担当の執行役員が部長を務める経営企画本部が実務を行っております。また、株主との対話を補助すべく、総務、経理財務、法務コンプライアンスの各部門が連携する体制を整備しております。株主に対しては、決算説明会や当社ウェブサイトにおける情報開示の実践等により、当社グループの現状等に関する理解を深めていただくべくIR活動を実践してまいります。機関投資家やアナリストとの対話については、状況に応じて機関投資家向け個別決算説明やアナリスト説明会を開催し、代表取締役社長が直接対話してまいります。株主との対話を通じて把握できたご意見等については、経営企画本部が取り纏めたくうえで必要に応じて取締役会に報告し、情報共有及び経営改善を図ってまいります。対話に際してのインサイダー情報の管理については、「インサイダー取引防止規程」を策定し、未公開情報の厳格な管理を実施しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
AZ－Star1号投資事業有限責任組合	5,506,000	91.77
株式会社リクルートホールディングス	300,000	5.00
柴田 洋一	31,000	0.52
大貫 徹	12,000	0.20
土屋 佳之	8,000	0.13
金澤 友洋	8,000	0.13
中谷 敏之	8,000	0.13
齊藤 邦雄	6,000	0.10
山村 広臣	6,000	0.10
北田 剛	6,000	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無

AZ－Star1号投資事業有限責任組合

親会社の有無

なし

#### 補足説明

上場に伴う売り出しにより、AZ－Star1号投資事業有限責任組合は支配株主ではなくなる予定です。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、役員や主要株主との取引(関連当事者間の取引)において利益相反が生じる場合は、必ず事前に取締役会において審議を行い、社外取締役や監査役からの意見を求めています。当社は支配株主であるAZ－Star1号投資事業有限責任組合との取引を行う予定はなく、支配株主との取引によって少数株主の利益に影響を及ぼすことはありません。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
諸橋 輝樹	他の会社の出身者							○				
中川 二博	他の会社の出身者								△			
鈴木 明美	弁護士								○			

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
諸橋 輝樹		同氏は当社の支配株主であるAZ-Star1号投資事業有限責任組合の運営会社であるAZ-Star株式会社CIOを兼務しております。支配株主であること以外に、同社と当社との間に特別な関係はございません。	当社の支配株主であるAZ-Star1号投資事業有限責任組合の運営会社AZ-Star株式会社のCIOであり、当社をはじめ投資先企業の経営に携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備え、当会社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任しております。
		同氏は株式会社リクルートホールディングスの執行役員及び同社子会社の役員を歴任しており、同社の100%子会社である株式会社リクルートマーケティングパートナーズ(同氏が過去に執行役員として在	リクルートで経験した事業及び経営に長年携

中川 二博	○	籍)は当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービスとの間で中古車修理保証制度「カーセンサーアフター保証」の販売促進を図る目的で業務委託契約を締結しております。株式会社リクルートホールディングスと当社との取引額については、双方の収益及び費用に占める割合が小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当していません。	わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、社外取締役を選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものであります。
鈴木 明美		同氏は長島・大野・常松法律事務所パートナーを兼務しております。同事務所と当社との間で法律事務の委任に関する基本契約を締結しております。	弁護士としての職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、社外取締役を選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室の相互連携を強化し、定期的にミーティングを実施し必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を強化しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役会と連動して毎月監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行っております。

内部監査室は、内部監査室長を含めた3名が、全国の拠点並びに子会社を対象とした内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき監査を行っております。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 節夫	公認会計士										△			
森脇 敏和	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 節夫	○	同氏は樋口節夫公認会計士事務所所長及びソーシャルワイヤー株式会社社外監査役、株式会社フコク社外取締役等を兼務しております。いずれの会社も当社との間に特別な関係はございません。2011年7月1日から2017年3月31日まで、同氏と当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社との間に、会計処理業務及び決算業務に関する調査・指導を目的に業務提携契約を締結しておりましたが、取引条件は一般的取引条件と同様に決定しており、その支払額も多額ではないことから、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はございません。	公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものです。
森脇 敏和	○	同氏は株式会社あおぞら銀行本店営業第六部長等を歴任しております。当社及び子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社は、株式会社あおぞら銀行ほかを契約の相手先として借入人契約を締結しておりますが、同氏は2005年9月に同社を退職しており10年以上経過していることから、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はございません。	長年事業及び経営に携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものです。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

なし

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループは、会社の利益が役職員の利益と一体となるよう、職務に精励する動機づけを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、役職員の当社グループの企業価値向上に対する士気を高めることを目的として実施したものです。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、役員報酬規程に定める決定基準に則り、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会での審議に基づいて決定しております。監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会において決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役や社外監査役が社内との連絡・調整を行う際、仲介役となる特定の部門は設置しておりませんが、各担当取締役や常勤監査役、または広報・秘書部門を通じて、社内の各部門が社外取締役や社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会)

当社の取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としております。また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能を強化しております。当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令、定款、取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。

(監査役会)

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、独立性、公正性、透明性を確保しております。監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役によるグループ執行役員会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて、会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等に準拠していることを監査しております。また、会計監査人と連携し、不適切な会計処理の予防監査にも努めております。

(執行役員)

当社の執行役員は、定められた職務分掌に従って、担当業務を執行しております。

(グループ執行役員会議・委員会)

当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関としてグループ執行役員会議を設置し、取締役会決議事項の一部を委任しております。グループ執行役員会議は、業務執行に関する重要事項の議決機関であるとともに、代表取締役社長による重要事項の決定にあたっての諮問機関としての位置づけ及び執行役員間の情報共有や協議の場としても有効に機能しております。グループ執行役員会議は、代表取締役社長が指定する者により構成されており、常勤監査役も出席して原則月1回開催しております。このほか、当社は、リスク事項の監視と対応体制整備を役割とするリスク管理委員会を設置しております。

(会計監査人)

当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査役は、会計監査人と定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会(6名、うち3名が社外取締役)において、社外の観点からの意見を受けることで、企業経営の透明性・客観性が確保され、また豊富な経験と幅広い見識に基づく的確な助言を受けることで、適切な意思決定が可能となるものと考えております。さらに上述のとおり、監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室の相互連携により実現される実効的な監査体制により、適法性及び妥当性のある適正な監査が確保されるものと考えております。以上を理由として、当社では現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主との対話の場であるという考えのもと、より多くの株主の参加が可能となるような株主総会会場の使用可否等を勘案し、株主総会の開催日を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	該当事項はございません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	該当事項はございません。
招集通知(要約)の英文での提供	該当事項はございません。
その他	該当事項はございません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現状ではディスクロージャーポリシーは作成しておりませんが、ディスクロージャーポリシーを作成・公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	状況に応じて個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	状況に応じて機関投資家向け個別決算説明やアナリスト説明会を開催し、代表取締役社長が直接対話してまいります。株主との対話を通じて把握できたご意見等につきましては、経営企画本部が取り纏めたうえで取締役会に報告し、情報共有及び経営改善を図ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	開催する予定はございません。	なし
IR資料のホームページ掲載	株主に対しては、決算説明会や当社ウェブサイトにおける情報開示の実践等により、当社グループの現状等に関する理解を深めていただけるべくIR活動を実践してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	実効性あるIR活動を実施するために担当の執行役員が部長を務める経営企画本部が実務を行っております。また、株主との対話を補助すべく、総務、経理財務、法務コンプライアンスの各部門が連携する体制を整備しております。	
その他	該当事項はございません。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。当社グループの行動基準は「強い」「明るい」「優しい」というバリュー(価値観)の実現にあるため、経営理念と合わせて、当社グループのバリューを浸透させるため、全社員に対し、繰り返し説明する場を作っております。またバリュー及び経営理念は当社のウェブサイトに掲載し公開しております。 <a href="http://www.premium-group.co.jp/philosophy/">http://www.premium-group.co.jp/philosophy/</a>

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境問題への取組みを、人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であると認識し、「持続可能な発展」に向け、自主的、積極的に活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役・監査役及び経営陣は、株主からの受託者責任を果たすために、適時・適切な情報公開を行うことが重要であると認識しており、各ステークホルダーに対して必要な情報は、積極的に情報開示を行ってまいります。
その他	当社グループは、個々の役職員の持つ多様性を認め、個性を活かし、個々の能力を発揮できるような会社とすることで、会社の持続的成長や発展を目指すことを、ダイバーシティ推進の方針としております。育児休業や育児時間、育児のための時短勤務制度を導入しております。また2016年11月には女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、ウェブサイトにおいて開示しております。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2016年8月1日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議し、運用しております。それまでに運用しております内部統制システムにかかる各種体制は、当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社の内部統制システムとして整備、運用されていたものを承認したものです。なお、2017年6月開催の取締役会において、財務報告に係る内部統制の基本方針及び基本計画書(2018年3月期)を決議いたしました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会については、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヵ月に1回定時取締役会を実施し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役社長の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- b. 取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス統括部門を設置し、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス上の課題・問題把握に努めます。
- c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- d. 監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。
- e. 取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録(以下、「文書等」という。)に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
- b. 前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理統括部門を設置し、「リスク管理規程」に基づき、リスクの軽減等に積極的に取り組むものとします。
- b. 前項のリスクが顕在化した場合には、直ちにリスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的且つ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
- b. 適切且つ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
- c. 原則として1ヵ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行っております。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。

(5) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役が必要とした場合、代表取締役社長は監査役の職務を補助する使用人を選任します。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
- c. 監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。

(6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。
- b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて子会社の取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請して、監査が効率的に行われる体制を構築します。
- b. 監査役と代表取締役社長は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。
- c. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
- d. 監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかにその費用を支払います。

(8) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保し、相互の利益と事業発展をもたらすことを目的として、関係会社管理規程を制定しております。

- a. 持分比率や影響度、会社の規模等を考慮し、経営指導契約を締結し、経営全般の指導及び助言を行っております。
- b. 毎月の当社取締役会において定性面・定量面に関する報告を求めて、議論を行っております。
- c. 株主権に関しては、議案の内容を吟味したうえで、適切な株主権行使をしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおきましては、反社会的勢力との不適切な関係は一切ございません。

また、「反社会的勢力排除についての基本方針」を定め、以下のとおり宣言しております。

イ. 反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

ロ. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、経営陣以下組織全体で対応します。

ハ. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

ニ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然として対応し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化も躊躇しません。

ホ. どのようなときも裏取引を行いません。また反社会的勢力への資金提供は絶対にしません。

へ. 反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力との雇用関係その他一切の労働契約を締結しません。

ト. 反社会的勢力に関する情報を、関係機関と協力するなどして収集し、適切に活用して反社会的勢力を排除します。

このほか、排除体制として、「反社会的勢力排除に係る規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」等の各種規程類を制定のうえ、経営統括部門を主管部門として、対応体制の整備、業務対応及び教育研修を行っております。

なお、役職員に対する教育研修につきましては、前述の新入社員及び中途社員の入社時研修及び新たに部門長となった従業員を対象に実施される新任リーダー研修において実施されるコンプライアンス研修や、年1回開催する全社員対象のコンプライアンステストの機会を利用して実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社グループは、株主の負託に応え受託者責任を全うするため、持続的な成長による企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しており、現時点では買収防衛策を導入しておりません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



